

消費者物価・市民所得

産業別市内総生産の推移

単位：百万円、%

区 分	実 績 (年度)		増加率 (25-24)/24	構 成 比	
	平成24年	平成25年		平成24年	平成25年
1 第1次産業	6,107	5,484	△ 10.2	2.7	2.4
農 業	5,736	5,156	△ 10.1	2.5	2.2
林 業	352	311	△ 11.6	0.2	0.1
水 産 業	19	17	△ 10.5	0.0	0.0
2 第2次産業	48,699	49,978	2.6	21.3	21.7
鉱 業	731	510	△ 30.2	0.3	0.2
製 造 業	35,674	32,974	△ 7.6	15.6	14.3
建 設 業	12,294	16,494	34.2	5.4	7.1
3 第3次産業	174,338	175,156	0.5	76.1	75.9
電気・ガス・水道業	33,043	34,117	3.3	14.4	14.8
卸売・小売業	20,560	21,117	2.7	9.0	9.2
金融・保険業	5,428	5,486	1.1	2.4	2.4
不動産業	31,502	31,345	△ 0.5	13.8	13.6
運輸・通信業	15,111	13,909	△ 8.0	6.6	6.0
サービス業	39,832	40,411	1.5	17.4	17.5
政府サービス生産者	25,677	25,387	△ 1.1	11.2	11.0
対家計民間非営利サービス生産者	3,185	3,384	6.2	1.4	1.5
4 (控除) 帰属利子等	△ 126	69	154.8	△ 0.1	0.0
市内総生産(1+2+3+4)	229,018	230,687	0.7	100.0	100.0
市内総生産(帰属利子等控除前)	229,144	230,618	0.6	100.1	100.0

資料：秋田県市町村民経済計算年報

市民所得の分配の推移

単位：百万円、%

区 分	実 績 (年度)		増加率 (25-24)/24	構 成 比	
	平成24年	平成25年		平成24年	平成25年
1 雇用人報酬	72,690	70,677	△ 2.8	51.3	49.4
(1) 賃金・俸給	59,635	57,738	△ 3.2	42.1	40.3
(2) 雇主の社会負担	13,055	12,939	△ 0.9	9.2	9.0
2 財産所得(非企業部門)	6,063	6,207	2.4	4.3	4.3
(1) 一般政府	△ 2,847	△ 2,834	0.5	△ 2.0	△ 2.0
(2) 家 計	8,787	8,915	1.5	6.2	6.2
(3) 対家計民間非営利団体	123	126	2.4	0.1	0.1
3 企業所得(分配所得受払後)	63,006	66,318	5.3	44.4	46.3
(1) 民間法人企業	37,762	41,217	9.1	26.6	28.8
(2) 公的企業	855	902	5.5	0.6	0.6
(3) 個人企業	24,389	24,199	△ 0.8	17.2	16.9
① 農林水産業	2,450	2,106	△ 14.0	1.7	1.5
② その他の産業	3,615	3,920	8.4	2.6	2.7
③ 持ち家	18,324	18,173	△ 0.8	12.9	12.7
市民所得(1+2+3)	141,759	143,202	1.0	100.0	100.0

資料：秋田県市町村民経済計算年報

人口1人当たり総生産・1人当たり分配所得 (参考資料)

区 分 (単位)	実 数 (年度)		増加率 (24-23)/23
	平成24年	平成25年	
人口(A)			
能代地域 (人)	57,621	56,683	△ 1.6
秋 田 県 (人)	1,062,761	1,050,244	△ 1.2
総生産(B)			
能代地域 (百万円)	229,018	230,687	0.7
秋 田 県 (百万円)	3,470,756	3,477,343	0.2
1人当たり総生産 (C=B/A)			
能代地域 (千円/人)	3,975	4,070	2.4
秋 田 県 (千円/人)	3,266	3,311	1.4
市民所得(分配)(D)			
能代地域 (百万円)	141,759	143,202	1.0
秋 田 県 (百万円)	2,568,681	2,586,434	0.7
1人当たり分配所得 (E=D/A)			
能代地域 (千円/人)	2,460	2,526	2.7
秋 田 県 (千円/人)	2,417	2,463	1.9

資料：秋田県市町村経済計算年報

※推計方法の改定や新しい統計結果の活用、及び経済の変動率を勘案した遡及改定により数値が変わる場合がある。

主な用語の解説

(1) 市町村内総生産 (経済活動別)

一定期間内に市町村内経済部門の生産活動によって新たに生み出された価値の評価額を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者別の経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものの。

(2) 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のものである。

政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）などの行政機関のほか、社会保障基金や事業団の一部など、特定の非営利団体が含まれる。

(3) 対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を目的とせず家計へ提供する団体を「対家計民間非営利団体」といい、これを生産者として把握する場合、「対家計民間非営利サービス生産者」という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われる。労働組合、政党、宗教団体のほか、私立学校のすべてがこれに含まれる。なお、副次活動として営利活動を営む場合、その副次活動は分離して、産業に含められる。

(4) 帰属利子

金融業の営業活動による純受取分（受取利子＋受取配当－支払利子）。

一方、他の産業では、これをコスト（借入金利息の支払い）として総生産から控除する必要があるが、推計手法上、産業別に控除額を明らかにすることが困難なため、控除項目を設けて一括控除している。統計表の「(控除) 帰属利子等」には、帰属利子のほかに「輸入品に課される税・関税（加算項目）」、「総資本形成に係る消費税（控除項目）」が含まれ、同様の理由で一括して加算・控除を行う。

(5) 市町村民所得（分配）

生産活動によって生み出された付加価値が、その生産活動に労働、資本等の生産要素を提供した市町村民に、賃金、配当などの対価によって、どのように分配されたかを示したもの。この分配された所得の総額が市町村民所得であり、雇用者報酬、財産所得、企業所得から更正される。

(6) 雇用者報酬

雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与の他、雇主が雇用者福祉のために直接負担する社会保障関係費用のことであり、賃金・俸給と、雇主の社会負担の合計額となる。

(7) 財産所得

一般政府、家計、対家計民間非営利団体が所有する資金・資産を運用・貸借して得られる所得。

家計については利子（純受取＝受取－支払）、配当（受取）、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料が計上される。

一般政府、対家計民間非営利団体については、純受取（受取－支払）の各項目合計が計上される。

(8) 企業所得

営業余剰に、財産所得の純受取を加算したもので、民間法人企業、公的企業、個人企業の別に計上される。

財産所得において、家計に配当が計上されることから、二重計算を回避するため配当受払後の金額を計上する。

(9) 1人当たり市町村民所得

「1人当たり市町村民所得」は次式のとおり、雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計を総人口で除して求める。市町村民所得の水準は、賃金水準や給与水準とは異なる性質の指標であることに留意する必要がある。

1人当たり市町村民所得＝市町村民所得（雇用者報酬＋財産所得＋企業所得）÷市町村の総人口